

宇和津小学校いじめ防止基本方針

宇和島市立宇和津小学校

1 基本的理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であって、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題、「観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 学校及び学校の教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5 いじめ防止等のための対策

(1) 学校全体としての取組

	児童に直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
い	○ 学級経営の充実	○ 自他の者を区別し、大切に扱う心の育成
じ	○ 道徳教育の充実（人権・同和教育、情報モラル）	○ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり
め	○ 体験活動の充実（異年齢集団活動）	○ 生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成
の	○ 運営委員会による主体的な活動（朝の挨拶運動）	○ 地域での様々な体験への参加
未	○ 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）	○ 発達障害への共通理解
然	○ 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）	
防	○ 相談体制の整備（教育相談の充実）	
止	○ 発達障害への共通理解	

(2) 家庭や地域等との連携

各家庭（PTA）での取組	子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（講演会の実施等） 子どもの頑張りをしっかりと認めて褒めること、いけない時にははっきりとしかることの実践啓発
地域での取組	子どもたちへの積極的な挨拶と声掛けの依頼 広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声掛けと学校（保護者）への連絡
他校との取組	学校相互間の連携協力体制の整備

6 いじめの早期発見及び早期対応

(1) 学校生活アンケートによる児童の実態把握

毎学期アンケート調査を実施することで、児童一人一人の学校生活状況を把握し、指導に生かす。

(2) 教育相談の実施

定期的に教育相談の時間を設け、学級担任が個別に相談に乗る。3学期には、学級担任以外の教員が相談に乗る機会を設け、全教職員で児童の悩みを聞き取る。

(3) 日記指導

普段の生活の様子を綴った日記から、児童の悩みや変化を捉え、指導に生かす。

(4) 生徒指導情報交換

気になる児童の生活状況については、校長、教頭に報告・相談するだけでなく、職員会や研修会等において全職員間で共通理解を図る。

7 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称「宇和津小学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

（校内）校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
（校外）スクールカウンセラー

(3) 活動内容

- ア 未然防止に向けた取組（毎年度、1学期に開催）
- イ 早期発見・早期対応の取組
- ウ 指導体制の確立
- エ 対応の方針決定
- オ 年間計画の策定と見直し

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより児童が、30日以上または一定期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 学校の対応

- ア 宇和島市教育委員会への事態発生の報告（市教委を通じて市長へ報告）
- イ 「いじめ調査委員会」の設置と調査の実施
- ウ いじめを受けた児童・保護者への情報提供と適切な支援
- エ 加害児童への指導または保護者に対する助言
- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

【早期発見、早期対応】

		児童へ直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団から離れて一人である児童への声掛け ○ 個別面接や生活アンケートによる情報収集 ○ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的・積極的な子どもとの会話 ○ 服装の汚れや乱れ、けがチェック ○ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○ 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○ 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童・保護者へ適切な対応（謝罪等）

行為が分かりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○ いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ 関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○ 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ通告できるように指導 ○ どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成